

## 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="297 501 1021 555">第<u>3</u>次群馬県手話施策実施計画</p> <p data-bbox="602 1038 719 1077">群馬県</p> <p data-bbox="546 1134 775 1173">令和<u>6</u>年3月</p>	<p data-bbox="1173 501 1897 555">第<u>2</u>次群馬県手話施策実施計画</p> <p data-bbox="1476 1038 1592 1077">群馬県</p> <p data-bbox="1420 1134 1648 1173">令和<u>2</u>年3月</p>

## 目次

## 第一章 総論

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

## 第二章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本方針	3
3 施策体系	4

## 第三章 施策の展開

1 手話の環境整備	5
（1）手話を学ぶ機会の確保	5
（2）手話を用いた情報発信	6
（3）手話通訳者等の派遣体制の整備	7
2 手話の普及・啓発	8
（1）県民等への手話の普及・啓発	8
（2）事業者への手話の普及・啓発	9
（3）手話に関する調査研究への支援	9
3 手話の教育環境の整備	10
（1）乳幼児期からの手話の教育環境の整備	10
（2）ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援	11
（3）ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実	11

## 第四章 数値・資料編

1 数値目標・指標	<u>12-13</u>
2 群馬県における聴覚障害者の数	13
3 群馬県における登録手話通訳者の数	<u>14</u>
4 群馬県における手話通訳者養成指導者（講師）の数	<u>14</u>
5 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数	14
6 計画策定の経過	<u>15</u>
7 群馬県手話施策推進協議会委員名簿	<u>16</u>

## 目次

## 第一章 総論

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

## 第二章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本方針	3
3 施策体系	4

## 第三章 施策の展開

1 手話の環境整備	5
（1）手話を学ぶ機会の確保	5
（2）手話を用いた情報発信	6
（3）手話通訳者等の派遣体制の整備	7
2 手話の普及・啓発	8
（1）県民等への手話の普及・啓発	8
（2）事業者への手話の普及・啓発	9
（3）手話に関する調査研究への支援	9
3 手話の教育環境の整備	10
（1）乳幼児期からの手話の教育環境の整備	10
（2）ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援	11
（3）ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実	11

## 第四章 数値・資料編

1 数値目標・指標	<u>12</u>
2 群馬県における聴覚障害者の数	13
3 群馬県における登録手話通訳者の数	<u>13</u>
4 群馬県における手話通訳者養成指導者（講師）の数	<u>13</u>
5 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数	14
6 計画策定の経過	<u>14</u>
7 群馬県手話施策推進協議会委員名簿	<u>15</u>

## 第一章 総論

### 1 計画策定の背景

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の意思疎通の際に用いられています。

平成18年に国際連合総会で採択された『障害者の権利に関する条約』において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。

日本でも平成23年に改正された『障害者基本法』において、「言語（手話を含む。）」と規定され、平成26年には『障害者の権利に関する条約』が批准されています。

群馬県においては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めた『群馬県手話言語条例』を平成27年3月に制定し、同年4月から施行しました。

さらに、平成28年10月には、『群馬県手話言語条例』の趣旨に基づき、【群馬県手話施策実施計画】を、令和2年3月には、それまでの施策の進捗状況等を踏まえ【第2次群馬県手話施策実施計画】を策定し、手話の普及と啓発を推進するため施策を実施してきました。

令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、ICT技術の活用が施策推進の基本理念のひとつとされたほか、同法の附帯決議において「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること」とされました。こうした中、令和6年度から令和9年度までを期間とする【第3次群馬県手話施策実施計画】を策定しました。本計画では新たに、手話通訳者の養成や手話の普及・啓発にICT技術を活用することなどを予定し、引き続きろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会が現実のものとなるよう、各種施策に取り組みます。

## 第一章 総論

### 1 計画策定の背景

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の意思疎通の際に用いられています。

平成18年に国際連合総会で採択された『障害者の権利に関する条約』において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。

日本でも平成23年に改正された『障害者基本法』において、「言語（手話を含む。）」と規定され、平成26年には『障害者の権利に関する条約』が批准されています。

群馬県においては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めた『群馬県手話言語条例』を平成27年3月に制定し、同年4月から施行しました。

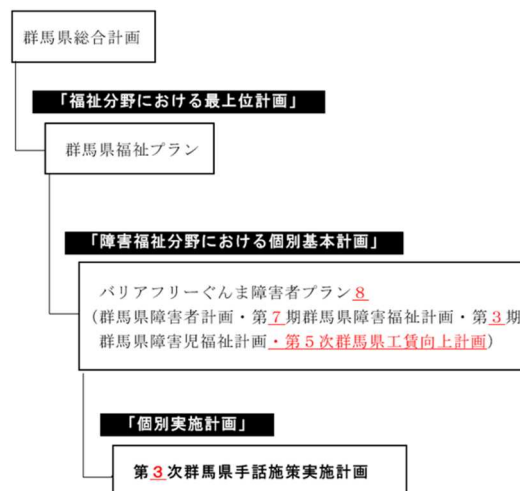
さらに、平成28年10月には、『群馬県手話言語条例』の趣旨に基づき、【群馬県手話施策実施計画】を \_\_\_\_\_ 策定し、手話の普及と啓発を推進するため施策を実施してきました。

\_\_\_\_\_ こうした中、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、【第2次群馬県手話施策実施計画】を策定します。本計画では新たに、群馬県手話通訳者認定試験の年間合格者数や県立聾学校における乳幼児相談件数を目標数値として設定し、引き続きろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会が現実のものとなるよう、各種施策に取り組みます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン<sup>8</sup>」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画に位置付けられます。

### 【計画体系】



## 3 計画の期間

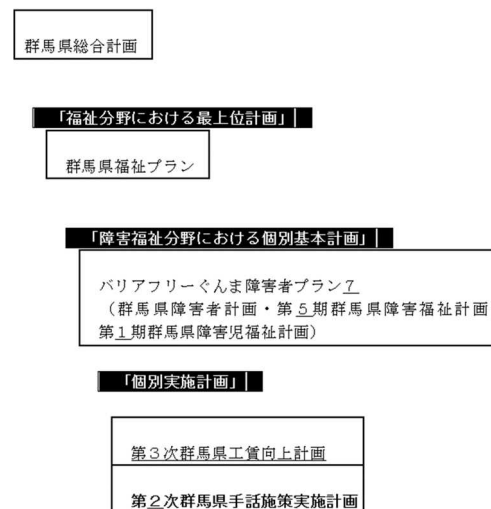
令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

(略)

## 2 計画の位置付け

本計画は、群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン<sup>7</sup>」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画に位置付けられます。

### 【計画体系】



## 3 計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

(略)

## 第三章 施策の展開

この章において

〈継続施策〉とは、令和5年度までに既に実施し、引続き実施する施策のことをいいます。

〈予定施策〉とは、令和6年度以降に実施を検討する施策のことをいいます。

### 1 手話の環境整備

#### （1）手話を学ぶ機会の確保

- ① 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを紹介するため、県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会加盟サークルの名簿掲載を継続して実施します。
- ② 市町村が実施する手話奉仕員養成研修や、関係機関が開催する手話学習会等の県民が手話を学ぶ機会について、市町村や関係機関と連携して情報収集を行い、県ホームページ等でお知らせします。
- ③ **手話通訳者養成研修を受講するきっかけとなるよう**、手話奉仕員養成講座の**修了者等**に対し、手話通訳者等が手話通訳の魅力や必要性等を伝えるセミナーを実施します。

〈継続施策〉

- ・ 県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会名簿の掲載
- ・ 手話奉仕員養成研修等の情報収集及び県ホームページ等での周知

〈予定施策〉

- ・ 手話通訳者等によるセミナーの開催

## 第三章 施策の展開

この章において

〈継続施策〉とは、令和元年度までに既に実施し、引続き実施する施策のことをいいます。

〈予定施策〉とは、令和2年度以降に実施を検討する施策のことをいいます。

### 1 手話の環境整備

#### （1）手話を学ぶ機会の確保

- ① 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを紹介するため、県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会加盟サークルの名簿掲載を継続して実施します。
- ② 市町村が実施する手話奉仕員養成研修や、関係機関が開催する手話学習会等の県民が手話を学ぶ機会について、市町村や関係機関と連携して情報収集を行い、県ホームページ等でお知らせします。
- ③ 手話奉仕員養成講座の受講者等に対し、手話通訳者等が手話通訳の魅力や必要性等を伝えるセミナーを実施します。

〈継続施策〉

- ・ 県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会名簿の掲載
- ・ 手話奉仕員養成研修等の情報収集及び県ホームページ等での周知

〈予定施策〉

- ・ 手話通訳者等によるセミナーの開催

## (2) 手話を用いた情報発信

- ① ろう者が速やかに県政に関する情報を得ることができるよう、聴覚障害者情報提供施設である、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザを継続して運営します。また、手話動画による情報発信や情報通信機器のテレビ電話機能を通じた手話による生活一般相談への対応について検討します。
- ② ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うため、情報通信機器のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービス事業を継続して実施します。また、情報通信機器の設置場所を含む、事業の実施方法や周知方法等の見直しを行い、利用促進に努めます。
- ③ 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき指定法人（日本財団）が提供する電話リレーサービスの普及啓発を図ります。
- ④ 聴覚障害のある人の団体が行う、情報通信機器のテレビ電話機能を通じて実施する県電話リレーサービス事業に対して、継続して費用の援助を行うとともに、事業内容の見直しを行います。  
(削除)
- ⑤ 県議会において、事前の申込みによる、本会議(質疑及び一般質問)の手話通訳を継続して行うとともに、県議会レポート等の番組において手話通訳を挿入します。

### 〈継続施策〉

- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の実施
- ・ 県電話リレーサービス事業への援助  
(削除)
- ・ 県議会及び県議会番組における手話通訳の実施

## (2) 手話を用いた情報発信

- ① ろう者が速やかに県政に関する情報を得ることができるよう、聴覚障害者情報提供施設である、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザを継続して運営します。\_\_\_\_\_
- ② ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うため、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービス事業\_\_\_\_\_の実施方法や周知方法等の見直しを行い、利用促進に努めます。
- ③ 聴覚障害のある人の団体が行う、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて実施する電話リレーサービス事業に対して、継続して費用の援助を行います。
- ④ 手話通訳を入れた広報番組の制作・提供を継続して実施します。
- ⑤ 県議会において、事前の申込みによる、本会議(質疑及び一般質問)の手話通訳を継続して行うとともに、県議会レポート等の番組において手話通訳を挿入します。

### 〈継続施策〉

- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の実施
- ・ 電話リレーサービス事業への援助
- ・ 手話通訳等入り広報番組の制作・提供
- ・ 県議会及び県議会番組における手話通訳の実施

〈予定施策〉

- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおける手話動画による情報発信の検討
- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおける手話による電話相談対応の検討
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の見直し
- ・ 法に基づく、日本財団電話リレーサービスの普及・啓発
- ・ 県電話リレーサービス事業の内容見直し
- ・ 手話通訳等入り広報番組の制作・提供に向けた検討

電話リレーサービスとは、聞こえない方の手話・文字を通訳し、相手方との意思疎通を仲介するサービスです。  
日本財団：2021年開始。24時間、365日対応。  
群馬県：2014年開始。平日9時～17時まで。

〈予定施策〉

- 
- 
- 
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の見直し
- 
- 
-

### (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備

- ① 手話通訳者の増加を図るため、手話通訳者養成に必要な指導者の育成を継続して実施するとともに、指導者を確保するための検討を行います。
- ② 聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、費用の援助を継続して行います。
- ③ 広域的行事への派遣や、市町村での対応が困難な専門性の高い派遣等について、手話通訳者の派遣を継続して実施するとともに、周知方法等について検討します。
- ④ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力を、継続して実施します。また、当事業の一環として実施している、情報通信機器を利用した遠隔手話通訳について、緊急時、災害時における活用も含め、その利用場面や実施方法を、市町村や聴覚障害のある人の意見を踏まえて、見直します。
- ⑤ 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施する、手話通訳者養成研修（中核市との共催事業）及び、通訳技術向上のための登録手話通訳者研修を、継続して実施するとともに、登録手話通訳者の増加に向けた方策について、随時、検討します。

#### 〈継続施策〉

- ・手話通訳者を養成するための指導者の育成
- ・手話通訳者研修指導者研修会を毎年開催
- ・手話通訳士養成事業への補助
- ・広域的行事への手話通訳者の派遣
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力
- ・手話通訳者養成研修及び登録手話通訳者研修の実施及び随時検討

#### 〈予定施策〉

- ・手話通訳者養成研修に係るオンライン活用の検討
- ・群馬大学との手話通訳者養成研修に係る共同研究
- ・遠隔手話通訳の利用場面等の見直し

### (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備

- ① 手話通訳者の増加を図るため、手話通訳者養成に必要な指導者の育成を継続して実施するとともに、指導者を確保するための検討を行います。
- ② 聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、費用の援助を継続して行います。
- ③ 広域的行事への派遣や、市町村での対応が困難な専門性の高い派遣等について、手話通訳者の派遣を継続して実施するとともに、周知方法等について検討します。
- ④ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力を、継続して実施します。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- ⑤ 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施する、手話通訳者養成研修（中核市との共催事業）及び、通訳技術向上のための登録手話通訳者研修を、継続して実施するとともに、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 随時、検討します。

#### 〈継続施策〉

- ・手話通訳者を養成するための指導者の育成
- ・手話通訳者研修指導者研修会を毎年開催
- ・手話通訳士養成事業への補助
- ・広域的行事への手話通訳者の派遣
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力
- ・手話通訳者養成研修及び登録手話通訳者研修の実施及び随時検討

#### 〈予定施策〉

- ・手話通訳者養成研修に係る実施会場の拡充
  - ・群馬大学との手話通訳者養成研修に係る共同研究
- \_\_\_\_\_



## 2 手話の普及・啓発

### (1) 県民等への手話の普及・啓発

- ① 手話の普及・啓発を図るため、市町村や関係機関と協力しながらイベントを継続して開催するとともに、随時、イベント内容や開催場所等の検討を行います。
- ② 手話の普及・啓発を図るため、条例の解説や簡単な手話等を掲載したパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行うとともに、県ホームページへパンフレットやリーフレット等のデータ掲載を継続して実施し、随時、内容や配布方法等の検討を行います。
- ③ 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを支援するため、群馬県手話サークル連絡会の活動に対しての援助を、継続して実施するとともに、手話に関わる人の増加を図ります。
- ④ 県職員が、手話を学習する取組を推進するため、職員向けの研修を継続して実施するとともに、実施方法や周知方法等について、随時、検討します。
- ⑤ 手話の普及・啓発を図るため、市町村と協力しながら「手話言語の国際デー」における昭和庁舎を始めとした県内施設のブルーライトアップ等を実施します。
- ⑥ ソーシャルメディアや動画配信を活用して、手話の普及・啓発を推進します。

#### 〈継続施策〉

- ・ イベントの開催
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの作成・配布
- ・ 群馬県手話サークル連絡会の活動への援助
- ・ 県職員向け研修の開催
- ・ 「手話言語の国際デー」における県内施設のライトアップ等の実施

## 2 手話の普及・啓発

### (1) 県民等への手話の普及・啓発

- ① 手話の普及・啓発を図るため、市町村や関係機関と協力しながらイベントを継続して開催するとともに、随時、イベント内容や開催場所等の検討を行います。
- ② 手話の普及・啓発を図るため、条例の解説や簡単な手話等を掲載したパンフレットやリーフレット等の作成・配布を行うとともに、県ホームページへパンフレットやリーフレット等のデータ掲載を継続して実施し、随時、内容や配布方法等の検討を行います。
- ③ 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを支援するため、群馬県手話サークル連絡会の活動に対しての援助を、継続して実施するとともに、手話に関わる人の増加を図ります。
- ④ 県職員が、手話を学習する取組を推進するため、職員向けの研修を継続して実施するとともに、実施方法や周知方法等について、随時、検討します。

#### 〈継続施策〉

- ・ イベントの開催
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの作成・配布
- ・ 群馬県手話サークル連絡会の活動への援助
- ・ 県職員向け研修の開催

〈予定施策〉

- ・ イベントの内容や開催場所等の検討
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの内容や配布方法等の検討
- ・ 県職員向け研修の実施方法等の検討
- ・ ソーシャルメディア等を活用した普及・啓発事業の推進

〈予定施策〉

- ・ イベントの内容や開催場所等の検討
  - ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのリーフレットの内容や配布方法等の検討
  - ・ 県職員向け研修の実施方法等の検討
-

## （２）事業者への手話の普及・啓発

- ① 企業等において手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して開催した手話講習会等の開催費用を一定期間援助するとともに、開催方法等の見直しを行います。
- ② 改正障害者差別解消法や障害者雇用促進法に規定する合理的配慮の提供義務等に基づき、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい労働環境の整備が行われるよう、市町村や関係機関と連携して、事業者への周知・啓発の充実を図ります。

### 〈継続施策〉

- ・手話講習会等開催経費の補助
- ・事業者に向けた、合理的配慮等に関する周知・啓発

### 〈予定施策〉

- ・手話講習会等開催経費補助の見直し

## （３）手話に関する調査研究への支援

- ① ろう者や手話に関わる者が行う、手話に関する調査研究の推進を継続して協力します。
- ② 調査研究の成果について、県ホームページへ掲載し、成果の普及に協力します。

### 〈継続施策〉

- ・調査研究の推進への協力

### 〈予定施策〉

- ・県ホームページへの調査研究成果の掲載

## （２）事業者への手話の普及・啓発

- ① 企業等において手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して開催した手話講習会等の開催費用を一定期間援助するとともに、開催方法等の見直しを行います。
- ② \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい労働環境整備が行われるよう、市町村や関係機関と連携して、県ホームページ等を通じた、合理的な配慮等に関する事業者への情報提供の充実を図ります。

### 〈継続施策〉

- ・手話講習会等開催経費の補助
- ・事業者に向けた、ろう者に対するサービス提供・就労支援のわかりやすい情報提供

### 〈予定施策〉

- ・手話講習会等開催経費補助の見直し

## （３）手話に関する調査研究への支援

- ① ろう者や手話に関わる者が行う、手話に関する調査研究の推進を継続して協力します。
- ② 調査研究の成果について、県ホームページへ掲載し、成果の普及に協力します。

### 〈継続施策〉

- ・調査研究の推進への協力

### 〈予定施策〉

- ・県ホームページへの調査研究成果の掲載



・外部団体等を活用した、ろう児及び保護者のための手話教室の開催や手話に関する交流イベント等の実施

---

---

**(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援**

- ① 聾学校は、PTAと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の**充実**に努めます。
- ② 聾学校では、**聾学校内の聴覚障害支援センター**を中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

〈継続施策〉

- ・ **聾学校内の聴覚障害支援センター**による手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助
- ・ **聾学校内の聴覚障害支援センターによる手話の活用に関する助言・援助の充実**

〈予定施策〉

- ・ ろう者を含む手話に通じたコミュニケーションサポーターを活用した、手話に関する保護者同士の学習会や相談会の**充実**  
(削除)
- ・ ろう児及び保護者への手話による相談・支援の**充実**

**(2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援**

- ① 聾学校は、PTAと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が、日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の**設定**に努めます。
- ② 聾学校では、**聴覚障害支援センター**を中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

〈継続施策〉

- ・ **聴覚障害支援センター**による手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助
- 

〈予定施策〉

- ・ ろう者を含む手話に通じた外部人材（コミュニケーションサポーター）を活用した、手話に関する保護者同士の学習会や相談会の**実施**
  - ・ **聴覚障害支援センターによる手話の活用に関する助言・援助の充実**
-

**(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実**

- ① 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修を継続して行います。

〈継続施策〉

- ・ 教員採用試験における障害者別枠採用及び所有資格による加点制度（手話通訳士、群馬県手話通訳者認定試験合格者）の実施
- ・ 聾学校勤務経験者の聾学校への異動の推進
- ・ 聾学校における教育に特化した手話の技術の向上に関する研修の充実

〈予定施策〉

- ・ 学校の教育活動への手話の活用や教員の手話技術の向上を支援するために、ろう者を含む手話に通じたコミュニケーションサポーターの積極的な活用による、教職員研修のさらなる充実

**第四章 数値・資料編**

※別紙参照：第3次群馬県手話施策実施計画（素案・本文）

**(3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実**

- ① 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修を継続して行います。

〈継続施策〉

- ・ 教員採用試験における障害者別枠採用及び所有資格による加点制度（手話通訳士、群馬県手話通訳者認定試験合格者）の実施
- ・ 聾学校勤務経験者の聾学校への異動の推進
- ・ 聾学校における\_\_\_\_\_手話の技術の向上に関する研修の充実

〈予定施策〉

- ・ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ろう者を含む手話に通じた外部人材（コミュニケーションサポーター）  
\_\_\_\_\_の教育活動への活用による QJT の充実

**第四章 数値・資料編**